

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	龍ヶ崎市 国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

龍ヶ崎市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、契約締結時には契約書とともに秘密保持事項を記した特記仕様書を綴じ込みし、締結している。

評価実施機関名

龍ヶ崎市長

公表日

令和6年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	市民である方に、国民健康保険法・地方税法に基づき、国民健康保険の被保険者資格管理、保険税の賦課・徴収、保険給付等の事務を行う。特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 1 国民健康保険の被保険者資格管理・保険税賦課・保険給付に関する事務 ①申請書や届出書に関する確認 ②証関係の発行 ③保険税の賦課決定や各種給付に係る所得区分判定に必要な情報の照会、確認 ④保険税賦課における特別徴収対象者の確認 ⑤被保険者の資格記録の管理 ⑥被保険者の給付実績の管理 2 国民健康保険の保険税収納に関する事務 ①督促状等の出力・発送 ②収滞納状況の照会 ③滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）または社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」（以下「支払基金等」という。）に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、および一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び支払基金が、医療保険者等向け中間サーバ等の運営を共同で行う。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバ等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	国民健康保険賦課システム、国民健康保険資格システム、収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバ、高額療養費システム、国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合（国保集約）システム（*）」という。）、医療保険者等向け中間サーバ *国保総合（国保集約）システムは、国保連合会に設置される国保総合（国保集約）システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される

2. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険資格ファイル、国民健康保険賦課ファイル、国民健康保険給付ファイル、収納管理情報ファイル、滞納管理情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	▼番号法第9条第1項 別表の24の項 ：個人番号が利用することができる事務のうち地方税に関する事務（賦課徴収、調査等）が都道府県知事又は市町村長」の項 ▼番号法第9条第1項 別表の44の項 ：個人番号が利用することができる事務のうち国民健康保険に関する事務（保険給付の支給、保険税徴収等）が「市町村長又は国民健康保険組合」の項 ▼番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16、24条 ▼国民健康保険法第113条の3 第1、2項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	▼番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項、「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項及び「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項 (2、3、6、13、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、141、158、161、173) (情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項及び「市町村長又は国民健康保険組合」の項うち、第2欄(事務)に国民健康保険に関する事務(保険給付の支給、保険料徴収等)が含まれる項(69、70、71) ▼オンライン資格確認の準備業務 (情報連携の根拠) 番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康スポーツ部保険年金課／総務部納税課
②所属長の役職名	保険年金課長／納税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康スポーツ部 保険年金課 301-8611 茨城県龍ケ崎市3710番地 電話0297-64-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康スポーツ部 保険年金課 301-8611 茨城県龍ケ崎市3710番地 電話0297-64-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない

☐委託しない

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない

[○]提供・移転しない

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)

☐ 接続しない(入手)

[] 接続しない(提供)

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損防止対策の取組状況	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている
---------------------------	----------------------------------

8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない

[] 人手を介在させる作業はない

判断の根拠	個人番号が記載された申請書について、施錠できる書棚等への保管を徹底する・複数人での確認を実施する等の取扱いを行っている。
-------	--

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制限を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月29日	I 4②法令上の根拠	番号法19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項,「保険年金課保険G」及び「市町村長又は国民健康保険組合」の項うち,第2欄(事務)に国民健康保険に関する事務(保健給付の支給,保険料徴収等)が含まれる項(27,42,43,44,45) (別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項,「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項及び「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち,第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」,「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,5,17,26,27,30,33,39,42,43,58,62,80,87,93,106) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報照会の根拠) :第20,25,26条 (情報提供の根拠) :第1,2,3,4,5,12,19,20,25,33,43,44,53条	番号法19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項,及び「市町村長又は国民健康保険組合」の項うち,第2欄(事務)に国民健康保険に関する事務(保健給付の支給,保険料徴収等)が含まれる項(42,43,44,45) (別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項,「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項及び「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち,第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,5,17,26,27,30,33,39,42,43,58,62,80,87,93,106) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報照会の根拠) :第20,25,26条 (情報提供の根拠) :第1,2,3,4,5,12の3,19,20,22条の2,24条の2,25,25条の2,31条の2,33,43,44,四十六条,53条	事後	番号法別表第二の主務省令が記載されたため
平成30年6月29日	I 5部署	健康福祉部保険年金課 総務部納税課	健康づくり推進部保険年金課 市民生活部納税課	事後	部署名変更のため
平成30年6月29日	I 5所属長	保険年金課長 吉田 宣浩 納税課長 石山 徹	保険年金課長 吉田 宣浩 納税課長 中村 兼次	事後	部署名,所属長変更のため
平成30年6月29日	I 7請求先	国民健康保険の被保険者資格管理・保険税賦課・保険給付に関するもの … 健康福祉部保険年金課 国民健康保険の保険税収納に関するもの … 総務部納税課	国民健康保険の被保険者資格管理・保険税賦課・保険給付に関するもの … 健康づくり推進部保険年金課 国民健康保険の保険税収納に関するもの … 市民生活部納税課	事後	部署名変更のため
平成30年6月29日	I 8連絡先	国民健康保険の被保険者資格管理・保険税賦課・保険給付に関するもの … 健康福祉部保険年金課 国民健康保険の保険税収納に関するもの … 総務部納税課	国民健康保険の被保険者資格管理・保険税賦課・保険給付に関するもの … 健康づくり推進部保険年金課 国民健康保険の保険税収納に関するもの … 市民生活部納税課	事後	部署名変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月29日	Ⅱ 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成30年5月28日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成30年6月29日	Ⅱ 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成30年5月28日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和1年5月23日	I 3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の16の項 :個人番号が利用することができる事務のうち地方税に関する事務(賦課徴収, 調査等)が「市町村長」の項 番号法第9条第1項 別表第1の30の項 :個人番号が利用することができる事務のうち国民健康保険に関する事務(保険給付の支給, 保険料徴収等)が「市町村長」の項等 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16, 24条	番号法第9条第1項 別表第一の16の項 :個人番号が利用することができる事務のうち地方税に関する事務(賦課徴収, 調査等)が「市町村長」の項 番号法第9条第1項 別表第一の30の項 :個人番号が利用することができる事務のうち国民健康保険に関する事務(保険給付の支給, 保険料徴収等)が「市町村長」の項等 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16, 24条	事後	数字表記の一部を漢数字表記に変更
令和1年5月23日	I 4②法令上の根拠	番号法19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項, 及び「市町村長又は国民健康保険組合」の項うち, 第2欄(事務)に国民健康保険に関する事務(保健給付の支給, 保険料徴収等)が含まれる項(42, 43, 44, 45) (別表第二における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項, 「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項及び「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち, 第4欄(特定個人情報)に, 「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 5, 17, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 58, 62, 80, 87, 93, 106) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報照会の根拠) :第20, 25, 26条 (情報提供の根拠) :第1, 2, 3, 4, 5, 12の3, 19, 20, 22条の2, 24条の2, 25, 25条の2, 31条の2, 33, 43, 44, 四十六条, 53条	番号法19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項及び「市町村長又は国民健康保険組合」の項うち, 第2欄(事務)に国民健康保険に関する事務(保健給付の支給, 保険料徴収等)が含まれる項(42, 43, 44, 45) (別表第二における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項, 「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項及び「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち, 第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 5, 9, 17, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 58, 62, 80, 87, 93, 106, 119) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報照会の根拠) :第25, 26条 (情報提供の根拠) :第1, 2, 3, 4, 5, 8, 12の3, 19, 20, 22条の2, 24条の2, 25, 25条の2, 31条の2, 33, 43, 44, 46条, 53条, 59条の3	事後	根拠法令等を精査し, 条番号等の追加し, 併せて, 数字表記の一部を漢数字表記に変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月23日	I 5②所属長の役職名	保険年金課長 吉田 宜浩 納税課長 中村 兼次	保険年金課長 納税課長	事後	項目が変更されたため
令和1年5月23日	II 1 対象人数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	しきい値を再確認したため
令和1年5月23日	II 2 対象人数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	しきい値を再確認したため
令和1年5月23日	IV リスク対策		新様式対応	事後	新様式対応
令和1年5月23日	I ⑦特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	健康づくり推進部 保険年金課	健康づくり推進部 保険年金課 301-8611 茨城県龍ケ崎市3710番地 電話0297-64-1111	事後	
令和1年5月23日	I ⑦特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	健康づくり推進部 保険年金課	健康づくり推進部 保険年金課 301-8611 茨城県龍ケ崎市3710番地 電話0297-64-1111	事後	
令和2年4月10日	I 1②事務の概要	※別添資料①のとおり		事前	
令和2年4月10日	I 1③システムの名称	国民健康保険賦課システム, 国民健康保険資格システム, 収納管理システム, 滞納管理システム, 中間サーバ, 高額療養費システム, 国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) *国保総合(国保集約)システムは, 国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と, 市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	国民健康保険賦課システム, 国民健康保険資格システム, 収納管理システム, 滞納管理システム, 中間サーバ, 高額療養費システム, 国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。), 医療保険者等向け中間サーバ *国保総合(国保集約)システムは, 国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と, 市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事前	
令和2年4月10日	I 3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項 :個人番号が利用することができる事務のうち地方税に関する事務(賦課徴収, 調査等)が「市町村長」の項 番号法第9条第1項 別表第一の30の項 :個人番号が利用することができる事務のうち国民健康保険に関する事務(保険給付の支給, 保険税徴収等)が「市町村長」の項等 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16, 24条	番号法第9条第1項 別表第一の16の項 :個人番号が利用することができる事務のうち地方税に関する事務(賦課徴収, 調査等)が「市町村長」の項 番号法第9条第1項 別表第一の30の項 :個人番号が利用することができる事務のうち国民健康保険に関する事務(保険給付の支給, 保険税徴収等)が「市町村長」の項等 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16, 24条	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月10日	I 4②法令上の根拠	番号法19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項及び「市町村長又は国民健康保険組合」のうち、第2欄(事務)に国民健康保険に関する事務(保健給付の支給、保険料徴収等)が含まれる項(42, 43, 44, 45) (別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項、「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項及び「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 5, 9, 17, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 58, 62, 80, 87, 93, 106, 109) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報照会の根拠) :第25, 26条 (情報提供の根拠) :第1, 2, 3, 4, 5, 8, 12の3, 19, 20, 22条の2, 24条の2, 25, 25条の2, 31条の2, 33, 43, 44, 46条, 53条, 59条の3	番号法19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項及び「市町村長又は国民健康保険組合」のうち、第2欄(事務)に国民健康保険に関する事務(保健給付の支給、保険料徴収等)が含まれる項(42, 43, 44, 45) (別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項、「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項及び「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 5, 9, 17, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 58, 62, 80, 87, 93, 106, 109) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報照会の根拠) :第25, 26条 (情報提供の根拠) :第1, 2, 3, 4, 5, 8, 12の3, 19, 20, 22条の2, 24条の2, 25, 25条の2, 31条の2, 33, 43, 44, 46条, 53条, 59条の3 オンライン資格確認の準備事務 (情報連携の根拠) 番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年4月10日	II 1 対象人数	平成31年5月28日時点	令和2年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和2年4月10日	II 2 取扱者数	平成31年5月28日時点	令和2年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和4年4月28日	I 4②法令上の根拠	番号法19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	番号法19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	事後	番号法の改正により(法第19条第4号の新設に伴う項ずれ)
令和4年4月28日	II 1 対象人数	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和4年4月28日	II 2 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和5年6月20日	II 1 対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和5年6月20日	II 2 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月23日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署 ①部署	健康づくり推進部保険年金課 市民生活部納税課	健康スポーツ部保険年金課 総務部納税課	事後	部名変更のため
令和5年6月23日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・停止・ 利用請求	健康づくり推進部 保険年金課 301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地 電話0297-64-1111	健康スポーツ部 保険年金課 301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地 電話0297-64-1111	事後	部名変更のため
令和5年6月23日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ	健康づくり推進部 保険年金課 301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地 電話0297-64-1111	健康スポーツ部 保険年金課 301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地 電話0297-64-1111	事後	部名変更のため
令和6年11月1日	II 1.対象人数 いつ時点の 集計か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	しきい値を再確認したため
令和6年11月1日	II 2.取扱者数 いつ時点の 集計か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	しきい値を再確認したため
令和6年11月1日	IV 8人手を介在させる作業		新様式対応	事後	新様式対応
令和6年11月1日	IV 11最も優先度が高いと考 えられる対策		新様式対応	事後	新様式対応
令和6年11月22日	I 3.個人番号の利用 法令上 の根拠	▼番号法第9条第1項 別表第一の16の項 :個人番号が利用することができる事務のうち地 方税に関する事務(賦課徴収、調査等)が「市町 村長」の項 ▼番号法第9条第1項 別表第一の30の項 :個人番号が利用することができる事務のうち国 民健康保険に関する事務(保険給付の支給、保 険税徴収等)が「市町村長」の項等 ▼番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第16、24条 ▼国民健康保険法第113条の3 第1、2項	▼番号法第9条第1項 別表の24の項 :個人番号が利用することができる事務のうち地 方税に関する事務(賦課徴収、調査等)が都道 府県知事又は市町村長」の項 ▼番号法第9条第1項 別表第一の44の項 :個人番号が利用することができる事務のうち国 民健康保険に関する事務(保険給付の支給、保 険税徴収等)が「市町村長又は国民健康保険組 合」の項 ▼番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第16、24条 ▼国民健康保険法第113条の3 第1、2項	事後	番号法の改正により

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月22日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	▼番号法19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項及び「市町村長又は国民健康保険組合」のうち、第2欄(事務)に国民健康保険に関する事務(保健給付の支給、保険料徴収等)が含まれる項(42、43、44、45) (別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項、「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項及び「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、87、93、106、109) ▼番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報照会の根拠) :第25、26条 (情報提供の根拠) :第1、2、3、4、5、8、12の3、19、20、22条の2、24条の2、25、25条の2、31条の2、33、43、44、46条、53条、59条の3 ▼オンライン資格確認の準備業務 (情報連携の根拠) 番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	▼番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項及び「市町村長又は国民健康保険組合」のうち、第2欄(事務)に国民健康保険に関する事務(保険給付の支給、保険料徴収等)が含まれる項(69、70、71) (情報照会の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項、「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項及び「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項 (1、2、3、6、13、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、141、158、161、173) ▼オンライン資格確認の準備業務 (情報連携の根拠) 番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事後	番号法の改正により